

かめのり大学院留学アジア奨学生

月次報告レポート

(2021年10月)

一、研究について

今月は第3章の後半いわゆる電子式船荷証券の現有のシステムに関する内容を作成しています。そのほか、先生と相談し、第1章及び第2章において修正する必要があるところも確定しましたので、その修正も行っています。

第3章後半では複数のシステムを紹介したが、各システムにおける電子式船荷証券の利用方式や存在している問題点が共通するところが多いため、Bolero システム、essDOCS システム、e-title™ システム（この三つのシステムはP&I クラブにより承認されたものであるため）及びブロックチェーン技術について詳しく検討した上で、TradeCard システムやアメリカのACE Window などについては簡単な紹介だけ行うこととしました。これらのシステムの共通な問題として、第一に、閉鎖的なシステムが多い、データ流転が有限な成員の間に限定されている点です。すなわち、システムの会員ではないと、電子式船荷証券を使用し取引を行うことができないため、電子式船荷証券の安全的な移転を確保できる一方、貿易先の範囲がかなり制限されていると言えます。第二に、それらの電子式船荷証券は法的根拠が弱いです。既存の国際条約やほとんどの国の法律では電子式船荷証券を船荷証券として承認しておらず、各システムの利用契約書で電子式船荷証券は紙の船荷証券と同じ効力を有すると明記しているとしても、当該利用契約書はあくまで当事者間における合意にすぎないため、それによって電子式船荷証券が法的位置付けを取得できるとは言えません。そこで、紛争が生じた場合に、仮に採用された法令の強制規定が利用契約書と矛盾していたら、システムの利用者にとって裁判所が必ず利用契約書の規定に則して判断する保証がないです。ところが、シンガポールは2021年にMLETRを国内法したことによって電子的移転可能記録の法的位置付けを確立したため、各システムの利用契約書がシンガポール法を準拠法の選択肢として修正するようになれば、他の法域では断言し難しいものの、少なくともシンガポール法が適用された場合には、電子式船荷証券の適法性が認められる可能性が高いと思われます。

論文を書きながら、いろいろな資料を調べて、すべての素材が論文の中に取り込まれるというわけではないが、電子式船荷証券に関するさまざまなことを知る機会があるため、大変面白いと思います。現在、たくさんの企業が電子化の取引を行えるように努力していることを知って、将来、全面的に電子化された取引はどのような様子になるのかを非常に期待しています。

二、生活について

10月に入ると、急に寒くなりました。冷房を使う季節が終わったばかりなのに、暖房を使う時期が急いで来ました。そこで、暖かさを維持するために、意外なく今月には火鍋を食べる頻度が上がり、エンゲル係数が高くなりました。やはり、寒い時は鍋料理が最高です。

論文を作成することに専念で一日座る時間が長い、時々首が痛くなったため、最近時短スポーツを始めました。1時間座ったら10分間立って、少し簡単な運動をやっています。最初は面倒くさいと思いましたが、続けてすると首の痛みが本当に軽くなって、続ける動力がありました。